

## 貨物集配中の車両に係る駐車規制見直しについて

東京都トラック協会では、業界の生産性向上、労働条件の改善に向けた取り組みの阻害要因の一つとなっている駐車問題対策について、会員各位のご協力により関係機関への要望等、各種取り組みを推進しております。その結果、都内52カ所において、令和元年8月21日から新たに貨物集配中車両専用の駐車スペースが設置されることとなりました。

より多くの事業者に円滑にご利用して頂くため、集配中プレートが作成されておりますので、当該駐車エリア内に駐車する際には、駐車車両のダッシュボード上にご掲示いただくとともに、駐車時間20分以内での利用厳守にご協力いただきますようお願いいたします。



集配中プレート (みほん) >

### ■ 駐車エリア一覧の確認・集配中プレートダウンロードについて ■

駐車エリア一覧については、東京都トラック協会本部のホームページからご確認下さい。

集配中プレートについても、同じページからダウンロードが可能です。

<https://www.totokyo.or.jp/>

にアクセス後、特設バナーをクリックして下さい。

特設バナーはこの部分です>



<<本件に関するお問い合わせ先>>

(一社) 東京都トラック協会 運行管理部 中村・永谷

TEL : 03-3359-6257